

松江市立皆美が丘女子高等学校教育職員の評価に関する規則等の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮



松江市教育委員会規則第 3 号

松江市立皆美が丘女子高等学校教育職員の評価に関する規則等の一部を改
正する規則

松江市立皆美が丘女子高等学校教育職員の評価に関する規則等の一部を改正する規則

(松江市立皆美が丘女子高等学校教育職員の評価に関する規則の一部改正)

第1条 松江市立皆美が丘女子高等学校教育職員の評価に関する規則（平成19年松江市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第23条の2第2項</u>の規定に基づき、松江市教育委員会が行う教育職員(松江市立皆美が丘女子高等学校に勤務する教育職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)及び実習助手をいう。以下「職員」という。)の評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、評価及び評価の仕組みを通じ、職員の資質能力の向上及び職務に対する意欲の向上並びに学校組織の活性化を図り、もって活力ある学校づくりの推進に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第40条第1項</u>の規定に基づき、松江市教育委員会が行う教育職員(松江市立皆美が丘女子高等学校に勤務する教育職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)及び実習助手をいう。以下「職員」という。)の評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、評価及び評価の仕組みを通じ、職員の資質能力の向上及び職務に対する意欲の向上並びに学校組織の活性化を図り、もって活力ある学校づくりの推進に資することを目的とする。

(松江市皆美が丘女子高等学校管理職の評価に関する規則の一部改正)

第2条 松江市立皆美が丘女子高等学校管理職の評価に関する規則（平成19年松江市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第23条の2第2項</u>の規定に基づき、松江市教育委員会が行う教育職員(松江市立皆美が丘女子高等学校に勤務する教育職員のうち、校長及び教頭をいう。以下「管理職」という。)の評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、評価	(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第40条第1項</u>の規定に基づき、松江市教育委員会が行う教育職員(松江市立皆美が丘女子高等学校に勤務する教育職員のうち、校長及び教頭をいう。以下「管理職」という。)の評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、評価

及び評価の仕組を通じ、管理職の成果の意識を持った学校経営・学校運営の取組及びその改善の促進並びに管理職の資質能力の向上及び職務に対する意欲の向上を図り、もって活力ある学校づくりの推進に資することを目的とする。	及び評価の仕組を通じ、管理職の成果の意識を持った学校経営・学校運営の取組及びその改善の促進並びに管理職の資質能力の向上及び職務に対する意欲の向上を図り、もって活力ある学校づくりの推進に資することを目的とする。
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。